

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成二十七年十月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 広島県規則第五十九号

### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正)

第一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(平成四年広島県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第八項中「省令第五条の九の二第二項」の下に「(省令第五条の十の十二において準用する場合を含む。)」を加え、同条第十六項中「法第九条の三第一項」の下に「(法第九条の三の二第二項の規定により適用する場合を含む。)」及び法第九条の三の三第一項を加え、同条第十七項中「省令第五条の八第一項」の下に「(省令第五条の十の十において準用する場合を含む。)」を加え、同条第二十九項を同条第三十項とし、同条第十八項から同条第二十八項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十七項の次に次の一項を加える。

18 省令第五条の十の三の協議書は、別記様式第十七号の二によるものとする。

#### 別表第二中

「	一般廃棄物熱回収報告書(別記様式第十五号)	「	一般廃棄物熱回収報告書(別記様式第十五号)
	を		非常災害時に係る一般廃棄物処理施設の設置の協議書(別記様式第十七号の二)
			に改める。

別記様式第一号を次のように改める。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

(第 1 面)

一般廃棄物処理施設設置許可申請書		
平成 年 月 日		
広島県知事様		
申請者 住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。		
一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれている場合は、その旨を含む。)		
着工予定年月日	年 月 日	
使用開始予定年月日	年 月 日	
※許可の年月日	年 月 日	
※許可番号	第 号	
一般廃棄物処理施設の処理能力(一般廃棄物の最終処分場である場合にあつては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)	$m^3/日$ ( ) 時間 $t/日$ ( ) 時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 面積 $m^2$ 埋立容量 $m^3$	
△ <sub>1</sub> 一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置	
	一般廃棄物処理施設の処理方式	
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備	
	処理に伴い生じる排ガス及び排水	量
		処理方法(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。))を含む。)
		設計計算上達成することができる排ガス中の大気汚染防止法第 6 条第 2 項に規定するばい煙量及びばい煙濃度並びにダイオキシン類の濃度、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値
	その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項	

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とすること。

(第2面)

△ <sub>2</sub> 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状，放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	
△ <sub>3</sub> 災害防止のための計画(一般廃棄物の最終処分場である場合)		
処理に伴い生じる一般廃棄物の処分方法(ごみ処理施設の場合)	区 分	自家処分      委託処分
	処分方法	
汚泥等の処分方法(し尿処理施設の場合)	区 分	自家処分      委託処分
	処分方法	
△ <sub>4</sub> 埋立処分の計画(最終処分場の場合)		
△ <sub>5</sub> 一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項		

(第3面)

申請者(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
法定代理人(申請者が法第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称	(ふりがな) 代表者氏名	住所
役員(法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
	役職名・呼称	
法第7条第5項第4号リに規定する役員(申請者が法人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
	役職名・呼称	



備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 一般廃棄物処理施設の種類のについては、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎処理施設等の別を括弧書きすること。
- 3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれている場合は、その旨を含む。)
- 4 次の図面等及び書類を添付すること。  
なお、 $\Delta_1$ ～ $\Delta_5$ 印の欄の記載については、欄への記載の一部をこれらの図面等に代えることができる。その場合は欄に「別紙のとおり」と記載すること。  
(1)当該施設に係る図面等( $\Delta_1$ ～ $\Delta_5$ 印の欄は添付により記載の一部に代えることができる。)
  - ア 中間処理施設・最終処分場共通
    - (ア) 付近見取図、配置図( $\Delta_1$ )
    - (イ) 平面図、立面図、断面図及び構造図( $\Delta_1$ )
    - (ロ) 設計計算書及び構造仕様書( $\Delta_1$ )
    - (ハ) 維持管理に関する計画書( $\Delta_2$ )
    - (ニ) 放流先の水域見取図及び構内排水系統図( $\Delta_1$ )
    - (ホ) 一般廃棄物の搬入及び搬出経路図( $\Delta_5$ )
    - (ヘ) 生活環境影響調査書(対象施設の場合)
  - イ 中間処理施設
    - ・ 処理工程図( $\Delta_1$ )
  - ウ 最終処分場
    - (ア) 災害防止のための計画を記載した書類(飛散・流出、公共用水域・地下水の汚染、火災の発生及びその他災害の防止に関する事項を含むこと。)( $\Delta_3$ )
    - (イ) 埋立処分の計画書( $\Delta_4$ )
    - (ロ) 周囲の地形、地質及び地下水の状況を記載した書類、図面( $\Delta_4$ )
    - (ハ) 土地登記簿謄本の写し(及び土地貸借契約書)( $\Delta_4$ )
    - (ニ) 土地の地番、地目及び面積等の一覧表並びに土地の公図及び全体写真( $\Delta_4$ )
    - (ホ) 地表水の流入を防止する開渠等の構造図( $\Delta_4$ )
    - (ヘ) 保有水等の集水設備(水面埋立処分の場合、余水吐等の排水設備)の構造図( $\Delta_4$ )
    - (コ) 表示板の仕様等、設置場所を示す図面( $\Delta_4$ )
    - (ク) 囲いの仕様等( $\Delta_4$ )
- (2)申請者に係る書類
  - ア 技術管理者の資格を有することを証する書類
  - イ 施設の設置及び維持管理に要する資金及びその資金の調達方法を記載した書類
  - ウ 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類【法人】
  - エ 定款及び登記簿謄本(又は履歴(現在)事項全部証明書)【法人】
  - オ 資産に関する調書【個人】
  - カ 直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類【個人】
  - キ 第3面及び第4面に記載する者の住民票【個人】及び登記簿の謄本【法人】
  - ク 申請者が法第14条第5項第2号イからへまでに該当しない旨を誓約した書類
- 5 「法定代理人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 6 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準じる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

※手数料欄

別記様式第二号中

「 氏名

を

「 氏名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

に改める。」

別記様式第二号を次のように改める。

様式第3号（第2条関係）

<p>一般廃棄物処理施設使用前検査申請書</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>広島県知事 様</p> <p>申請者 住所 氏名  (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2第5項(法第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、一般廃棄物処理施設の使用前検査を受けたいので、関係図面等を添えて申請します。</p>	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
設置場所	
竣功 <small>しゅん</small> の年月日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とすること。



別記様式第四号及び別記様式第五号中

「 氏名

を

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

」

「 氏名

に記載する。

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

」

別記様式第六号中

「 氏名

を

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

」

「 氏名

に

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

」

「4月1日から9月30日」を「4月から9月」に記載する。

別記様式第七号(第一回)中

「 氏名

を

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

」

「 氏名

に記載する。

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

」

同様なる(第二回)を次のように記載する。

様式第7号（第2条関係）

（第2面）

申請者(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称	住所	
法定代理人(申請者が法第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称	(ふりがな) 代表者氏名	住所
役員(法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所
法第7条第5項第4号リに規定する役員(申請者が法人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所

別記様式第七号(第三面) 中

「  
※手数料欄  
」を

「 7 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者を  
いひ、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社  
員、取締役又はこれらに準じる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。  
※手数料欄  
」

改める。

別記様式第八号を次のように改める。

様式第8号（第2条関係）

一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書			
広島県知事		様	
		平成 年 月 日	
		届出者	
		郵便番号	
		住所	
		氏名	
		(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
		電話番号	
<p>一般廃棄物処理施設を軽微変更等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第3項(法第9条の3第11項(法第9条の3の2第2項の規定により適用する場合を含む。))及び法第9条の3の3第3項において準用する場合を含む。)の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。</p>			
一般廃棄物処理施設の名称			
一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
許可の年月日及び許可番号又は届出の年月日		年 月 日 第 号	
変 更	△軽微な変更		
	氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名の変更		
の 内 容	△省令第5条の4(第5条の9において準用する場合を含む。)に掲げる事項の変更(同条第6号関係を除く。)		
	省令第5条の4第6号に掲げる事項		
	(変更内容が法人に係るものである場合) 法定代理人、株主及び出資をしている者の変更		
	(ふりがな) 名称	住 所	
	(変更内容が個人に係るものである場合) 法定代理人、役員(法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む)、株主、出資をしている者及び使用人の変更		
	(ふりがな) 氏名	生 年 月 日	本 籍
		役職名・呼称	住 所
廃止若しくは休止又は再開の理由		(廃止・休止・再開の別)	
廃止若しくは休止又は再開の年月日		年 月 日	
※事務処理欄			
備考			
1 ※欄は記入しないこと。			
2 △欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。			
3 「省令第5条の4第6号に掲げる事項」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。			
4 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。			

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とすること。

別記様式第十号（※）中「第9条第4項（法第9条の3第11項において準用する場合を含む。）」や「第9条第4項（法第9条の3第11項（法第9条の3の2第2項の規定により適用する場合を含む。））において準用する場合を含む。」に該当。

別記様式第十号（※）中

「 氏名  
（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）」<sup>イ</sup>

「 氏名  
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）」<sup>ロ</sup>

「 廃棄物の処理及び清掃に関する法律  
第9条第5項（法第9条の3第11項において準用する  
第9条の2の3第2項  
場合を含む。） の規定により、一般廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。」<sup>ハ</sup>

「 廃棄物の処理及び清掃に関する法律  
第9条第5項（法第9条の3第11項（法第9条の3の2  
第9条の2の3第2項  
第2項の規定により適用する場合を含む。））において準用する場合を含む。） の規定に  
より、一般廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けたいので、関係書類及び図面を添えて  
申請します。」<sup>ニ</sup>

該当。

別記様式第十号  
「 氏名  
（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）」<sup>イ</sup>

「 氏名  
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）」<sup>ロ</sup>

別記様式第十二号（※）及び別記様式第十三号中  
「 氏名  
（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）」<sup>イ</sup>

「 氏名  
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）」<sup>ロ</sup>

別記様式第十号中  
「 氏名  
（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）」<sup>イ</sup>

「 氏名  
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）」<sup>ロ</sup>

「休止し、又は廃止等した」<sup>イ</sup>や「休廃止等した」に該当。

別記様式第十五号中

「 氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

「 氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

別記様式第十六号を次のように改める。

を

」

に改める。

」

様式第16号 (第2条関係)

(第1面)

一般廃棄物処理施設設置届出書 平成 年 月 日	
広島県知事様	
申請者 住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
廃棄物の処理及び 清掃に関する法律	第9条の3第1項 第9条の3の2第2項の規定により適用する第9条の3第1項の 第9条の3の3第1項
規定により、関係書類及び図面を添えて、一般廃棄物処理施設の設置について届け出ます。	
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれている場合は、その旨を含む。)	
着工予定年月日 <span style="float: right;">年 月 日</span>	
使用開始予定年月日 <span style="float: right;">年 月 日</span>	
※届出年月日 <span style="float: right;">年 月 日</span>	
一般廃棄物処理施設の処理能力(一般廃棄物の最終処分場である場合にあつては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)	
$m^3/日$ ( ) 時間 $t/日$ ( ) 時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 面積 $m^2$ 埋立容量 $m^3$	
△ <sub>1</sub> 一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置
	一般廃棄物処理施設の処理方式
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備
	処理に伴い生じる排ガス及び排水
	量 処理方法(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。))を含む。)
	設計計算上達成することができる排ガス中の大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量及びばい煙濃度並びにダイオキシン類の濃度、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値
その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項	

注1 不用の文字は、消すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とすること。

(第2面)

△ <sub>2</sub> 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状，放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	
△ <sub>3</sub> 災害防止のための計画(一般廃棄物の最終処分場である場合)		
処理に伴い生じる一般廃棄物の処分方法(ごみ処理施設の場合)	区 分	自家処分      委託処分
	処分方法	
汚泥等の処分方法(し尿処理施設の場合)	区 分	自家処分      委託処分
	処分方法	
△ <sub>4</sub> 埋立処分の計画(最終処分場の場合)		
△ <sub>5</sub> 一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項		



(第3面)

申請者(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
法定代理人(申請者が法第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称	(ふりがな) 代表者氏名	住所
役員(法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
	役職名・呼称	
法第7条第5項第4号リに規定する役員(申請者が法人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
	役職名・呼称	



備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 一般廃棄物処理施設の種類の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎処理施設等の別を括弧書きすること。
- 3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれている場合は、その旨を含む。)
- 4 次の図面等を添付すること。  
なお、 $\Delta_1$ ～ $\Delta_5$ 印の欄の記載については、欄への記載の一部をこれらの図面等に代えることができる。その場合は欄に「別紙のとおり」と記載すること。  
当該施設に係る図面等 ( $\Delta_1$ ～ $\Delta_5$ 印の欄は添付により記載の一部に代えることができる。)
  - (1) 中間処理施設・最終処分場共通
    - ア 付近見取図、配置図 ( $\Delta_1$ )
    - イ 平面図、立面図、断面図及び構造図 ( $\Delta_1$ )
    - ウ 設計計算書及び構造仕様書 ( $\Delta_1$ )
    - エ 維持管理に関する計画書 ( $\Delta_2$ )
    - オ 放流先の水域見取図及び構内排水系統図 ( $\Delta_1$ )
    - カ 一般廃棄物の搬入及び搬出経路図 ( $\Delta_5$ )
    - キ 生活環境影響調査書 (対象施設の場合)
  - (2) 中間処理施設
    - ・ 処理工程図 ( $\Delta_1$ )
  - (3) 最終処分場
    - ア 災害防止のための計画を記載した書類 (飛散・流出、公共用水域・地下水の汚染、火災の発生及びその他災害の防止に関する事項を含むこと。) ( $\Delta_3$ )
    - イ 埋立処分の計画書 ( $\Delta_4$ )
    - ウ 周囲の地形、地質及び地下水の状況を記載した書類、図面 ( $\Delta_4$ )
    - エ 土地登記簿謄本の写し (及び土地貸借契約書) ( $\Delta_4$ )
    - オ 土地の地番、地目及び面積等の一覧表並びに土地の公図及び全体写真 ( $\Delta_4$ )
    - カ 地表水の流入を防止する開渠等の構造図 ( $\Delta_4$ )
    - キ 保有水等の集水設備 (水面埋立処分の場合、余水吐等の排水設備) の構造図 ( $\Delta_4$ )
    - ク 表示板の仕様等、設置場所を示す図面 ( $\Delta_4$ )
    - ケ 囲いの仕様等 ( $\Delta_4$ )
- 5 「法定代理人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 6 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準じる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

別記様式第十七号（表）中

「 氏名  
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）」<sup>を</sup>

「 氏名  
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）」<sup>を</sup>

「第9条の3第8項」や「第9条の3第8項（法第9条の3の2第2項の規定により適用する場合及び法第9条の3の3第3項において準用する場合を含む。）」<sup>は</sup>「第9条の3第3項」に「第9条の3第3項」を挿入する。次に次の一様式を加える。

様式第17号の2（第2条関係）

（表面）

非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の協議書													
平成 年 月 日													
広島県知事様													
協議申出者 所在地 名称 代表者の氏名													
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3の2第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて、一般廃棄物処理施設の設置について協議を申し出ます。													
一般廃棄物処理施設を設置をすることが見込まれる場所													
一般廃棄物処理施設の種類													
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれている場合は、その旨を含む。）													
一般廃棄物処理施設の処理能力（一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="text-align: right;">m<sup>3</sup>/日（ ）時間</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">t/日（ ）時間</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">m<sup>3</sup>/時間</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">t/時間</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">面積</td> <td style="text-align: right;">m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">埋立容量</td> <td style="text-align: right;">m<sup>3</sup></td> </tr> </table>		m <sup>3</sup> /日（ ）時間		t/日（ ）時間		m <sup>3</sup> /時間		t/時間	面積	m <sup>2</sup>	埋立容量	m <sup>3</sup>
	m <sup>3</sup> /日（ ）時間												
	t/日（ ）時間												
	m <sup>3</sup> /時間												
	t/時間												
面積	m <sup>2</sup>												
埋立容量	m <sup>3</sup>												
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画	一般廃棄物処理施設の位置												
	一般廃棄物処理施設の処理方式												
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備												
▲一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画													

(裏面)

備考

- 1 一般廃棄物処理施設の種類のについては、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎処理施設等の別を括弧書きすること。
- 2 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれている場合は、その旨を含む。)
- 3 △印の欄には、一般廃棄物処理施設の位置、処理方式、構造及び設備のほか、次の事項等を記載すること。
  - (1) 処理に伴い生じる排ガス及び排水の量及び処理方法(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。))を含む。)
  - (2) 設計計算上達成することができる排ガス中の大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量及びばい煙濃度並びにダイオキシン類の濃度、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値
  - (3) その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項
- 4 ▲印の欄には、次の事項等を記載すること。
  - (1) 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値
  - (2) 排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項
  - (3) その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項
- 5 △印及び▲印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用すること。
- 6 △印及び▲印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とすること。

別記様式第十八号（第三画）中

「  
\_\_\_\_\_  
※手数料欄  
」  
や

「 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準じる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。  
」  
り

※手数料欄

や

別記様式第十七号中「産業廃棄物」や「一般廃棄物」  
り

※手数料欄

「 4 9及び12の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準じる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。  
」  
り

※手数料欄

や

別記様式第二十号（案）中「処理施設の設置の許可を受けた者」や「許可施設設置者等」  
り  
「許可の年月日」や「許可（届出）の年月日」  
り

「(法人である場合)

(ふりがな) 名	称
や	

」

「(法人である場合)

(ふりがな) 名	称	(ふりがな) 代表者氏名
り		り

」

「 3 この届出書は、相続の日から30日以内に提出すること。  
」  
や

「 3 この届出書は、相続の日から30日以内に提出すること。  
4 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準じる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。  
」  
り

や

別記様式第二十一号を次のように改める。



様式第21号（第2条関係）

産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の届出書

平成 年 月 日

広島県知事 様

届出者  
住所  
氏名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

産業廃棄物処理施設において一般廃棄物を処理したいので、 廃棄物の処理及び清掃  
産業廃棄物処理施設において一般廃棄物の処理を開始したので、

に関する法律第15条の2の5 第1項 の規定により、関係書類を添えて届け出ます。  
第2項

産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれている場合は、その旨を含む。)	
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
産業廃棄物処理施設の処理能力(最終処分場である場合にあつては、場所(既に廃棄物が埋め立てられている場所を除く。))の面積及び残余の容量)	
産業廃棄物処理施設に係る許可に付された条件	
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれている場合は、その旨を含む。)ごとの処理量の見込み	
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の処理開始予定日(又は開始日)	平成 年 月 日
※事務処理欄	
備考 1 ※の欄は記入しないこと。 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5第1項の規定による届出は、当該届出に係る一般廃棄物の処理を開始する日の30日前までに提出すること。 3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5第2項の規定による届出は、非常災害のために必要な応急措置として、当該届出に係る一般廃棄物の処理を開始した後、遅滞なく、提出すること。	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とすること。

別記様式第二十二号を次のように改める。

様式第 22 号（第 2 条関係）

受 理 書

第 平成 年 月 日 号

住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

広島県知事



産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5 第1項 の規定による産業廃棄物  
第2項

処理施設において処理する一般廃棄物の届出を受理しました。

受理年月日	平成 年 月 日
産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類（当該施設が石綿含有産業廃棄物の熔融施設である場合にあっては、石綿含有一般廃棄物を処理する旨）	
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
産業廃棄物処理施設に係る許可に付された条件	

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とすること。

別記様式第二十二号及び別記様式第二十四号中

「 氏名  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) 」 せ

「 氏名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 」 にぢるん。

別記様式第二十五号中  
「 氏名  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) 」 せ

「 氏名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 」 にぢるん。

別記様式第二十六号から別記様式第二十八号までの様式  
「 氏名  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) 」 せ

「 氏名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 」 にぢるん。

別記様式第二十九号中  
「 氏名  
〔法人にあつては、主たる事務所の所  
在地、名称及び代表者の氏名〕 」 せ

「 氏名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 」 にぢるん。

別記様式第三十号から別記様式第三十二号までの様式  
「 氏名  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) 」 せ

「 氏名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 」 にぢるん。

別記様式第三十三号中  
「 住所  
〔法人にあつては、主たる事務  
所の所在地〕 」 せ

住所

住所

住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

住所

設置者の住所

住所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

設置者の住所

住所

住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

住所

住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

住所

住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

住所



- (四) 第九条の三の二第二項の規定により適用する第九条の三第十項の規定による一般廃棄物処理施設の改善又は使用の停止の命令
  - (五) 第九条の三の二第二項の規定により適用する第九条の三第十一項において準用する第九条第三項の規定による一般廃棄物処理施設の軽微な変更若しくは変更又は廃止若しくは休止若しくは再開の届出の受付
  - (六) 第九条の三の二第二項の規定により適用する第九条の三第十一項において準用する第九条第四項の規定による一般廃棄物の最終処分場に係る埋立処分の終了の届出の受付
  - (七) 第九条の三の二第二項の規定により適用する第九条の三第十一項において準用する第九条第五項の規定による一般廃棄物の最終処分場に係る廃止の確認
  - (八) 第九条の三の三第一項の規定による非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の届出の受付
  - (九) 第九条の三の三第三項において準用する第九条の三第三項の規定による一般廃棄物処理施設の計画の変更又は廃止の命令
  - (十) 第九条の三の三第三項において準用する第九条の三第四項ただし書の規定による一般廃棄物処理施設の届出の内容が相当である旨の通知
  - (十一) 第九条の三の三第三項において準用する第九条の三第八項の規定による一般廃棄物処理施設の変更の届出の受付
  - (十二) 第九条の三の三第三項において準用する第九条の三第九項において準用する同条第三項の規定による一般廃棄物処理施設の変更計画の変更又は廃止の命令
  - (十三) 第九条の三の三第三項において準用する第九条の三第九項において準用する同条第四項ただし書の規定による一般廃棄物処理施設の変更の届出の内容が相当である旨の通知
  - (十四) 第九条の三の三第三項において準用する第九条の三第十項の規定による一般廃棄物処理施設の改善又は使用の停止の命令
  - (十五) 第九条の三の三第三項において準用する第九条第三項の規定による一般廃棄物処理施設の軽微な変更若しくは変更又は廃止若しくは休止若しくは再開の届出の受付
- 第八条第三十号(一)中「第二条第二十四項」を「第二条第二十五項」に改め、同号(二)中「第二条第二十七項」を「第二条第二十八項」に改める。
- 第八条第三十八号中「(一)、(二)、(三)、(四)、(五)、(六)、(七)、(八)から(十三)まで、(十四)及び(十五)」を「(一)、(二)、(三)、(四)、(五)、(六)、(七)、(八)、(九)、(十)、(十一)、(十二)、(十三)、(十四)から(十八)まで、(十九)及び(二十)」に改める。
- (広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正)

第三条 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則(平成十二年広島県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第二条の表の第三号の二(1)中「第二条第二十四項」を「第二条第二十五項」に改め、同

号(2)中「第二条第二十七項」を「第二条第二十八項」に改める。

(広島県土砂の適正処理に関する条例施行規則の一部改正)

第四条 広島県土砂の適正処理に関する条例施行規則(平成十六年広島県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第十四号中「第九条の三第一項」の下に「(同法第九条の三の二第二項の規定により適用する場合を含む。)」を加える。

#### 附 則

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。